

徳島市瓦屋根耐風対策支援事業

別表第 1

補助対象住宅	
<p>次の掲げる事項の全てに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に存じる居住している住宅である ・瓦屋根が令和3年12月31日までにふかれたもの ・建築基準法の規定に著しく違反していない ・当該住宅に対して、過去に本補助金等の交付及び他事業等において瓦屋根に対し補助を受けていない。 	
耐風診断支援事業	
補助要件	瓦屋根について，診断者が実施する
補助対象経費	次に掲げる経費 ① 補助要件に要する費用 ② 上記に掲げるもののほか，市長が特に認めた関連費用
補助額	次に掲げる事項のいずれか少ない額の3分の2以内の額 ① 補助対象経費の額 ② 31,500円
補助限度額	1棟あたり21,000円
耐風改修工事支援事業	
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ① 耐風診断で告示基準に適合していない住宅と判定されたもの。ただし，瓦屋根が強風等で被災し，明らかに告示基準に適合していないと市長が特に認める場合はこの限りでない。 ② 瓦屋根の全面を次に掲げる事項のいずれかに適合する屋根に改修するもの ア 告示基準に適合する緊結方法による イ 平成12年5月31日建設省告示第1458号の構造計算方法により安全性が確かめられた緊結方法による ③ 施工業者が実施すること ④ 耐風改修の工事管理を診断者が実施する
補助対象経費	次に掲げる経費 ① 補助要件に要する費用 ② 上記に掲げるもののほか，市長が特に認めた関連費用
補助額	次に掲げる事項のいずれか少ない額の23%以内の額 ① 補助対象経費の額 ② 対象となる屋根面積に1㎡あたり24,000円を乗じた額
補助限度額	1棟あたり552,000円

別表第2

耐風診断支援事業・耐風改修支援事業	
補助対象外 経費	<ul style="list-style-type: none">・この要綱以外の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められていない経費・上記に掲げるもののほか、対象経費と認められない経費